

(財)大阪市建築技術協会における工事請負入札参加の取扱いについて

平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに(財)大阪市建築技術協会(以下「協会」という。)が入札を執行する工事請負契約への入札参加は、次のとおり取り扱うものとします。

1 入札参加種目の制限について

協会における工事請負入札に参加しようとする者は、大阪市での入札参加希望種目申請(以下「希望種目申請」という。)によって承認された種目によるものとし、承認期間や参加制限等については大阪市契約管財局の取扱いと同様とします。

(1) 格付種目工事

ア 「建築工事 (A 建築工事)」: 希望種目申請し、承認を受けた者に限る。

イ 「電気工事」: 希望種目申請した者は、他の格付け種目工事に希望種目申請できません。

ウ 「給排水衛生冷暖房工事」: 希望種目申請した者は、他の格付け種目工事に希望種目申請できません。

(2) 格付種目以外の工事

大阪市において、「塗装工事」「防水工事」「防球ネットフェンス工事」「建築工事 (B プレハブ工事)」のいずれかの工事への希望種目申請した者は、当該工事の専業となり、当該工事以外の希望種目申請(格付種目工事を含む)ができません。

2 承認期間について

(1) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日まで

(2) 承認期間中の希望種目申請内容の変更はできません。

3 事後審査型制限付一般競争入札における格付種目工事の受注制限について

(1) 市内本店業者は、承認期間中に開札される入札において受注可能本数を 1 本に制限します。

(2) 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとします。

4 事後審査型制限付一般競争入札における格付種目工事における受注制限の特例

予定価格(税込)が 250 万円以下の入札は対象としません。

5 実施時期

平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに開札される入札について適用します。

6 その他

- (1) 格付種目工事については、地域要件等の入札参加条件を設けます。(別表参照)
- (2) 格付種目以外の工事における入札参加条件については、必要に応じ別途種目毎に設定します。
- (3) 予定価格(税込)が700万円を超える工事については、大阪市に準じた取扱いとします。
- (4) この取扱いにより難しい場合は、協会契約事務審査委員会に報告し、異なる取扱いができるものとします。

(別表)

平成 22 年度 建築工事(プレハブ工事を除く)事後審査型制限付一般競争入札の取扱い (平成 22 年 4・5 月開札分)

参加可能な本支店の所在地及び受注可能本数に関する条件

参加する企業は次に掲げる要件に該当するものであることとし、参加希望種目に応じた受注可能本数を超えて受注することはできない。なお、受注可能本数は(財)大阪市建築技術協会において入札する案件以外は含まない。

| 登録種目及び 物件等級 | 経営事項審査 における建築 一式工事の総 合評定値 (P 点) | 予定価格 (税込) | 地域要件 | | 受注可能本数 (承認期間内) (ただし、予定価格 250 万 円超の工事のみ適用) | 備考 |
|----------------|---|---------------------|------|---------------|--|----|
| | | | 本店業者 | 支店 (市外) 業者 | | |
| 建築工事 D | 750 点未満 | 700 万円以下 100 万円超 | 全域 | 申し込み できない | 1 本 | |

- ・ 入札参加希望種目は承認期間平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日まで変更できないものとする。(入札参加希望種目については、大阪市と同種目とする。)
- ・ 経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。
- ・ 経営事項審査の建築一式工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」のものは参加できない。
- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により「障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられた者が、定められた法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から 10 点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。
- ・ 等級によらずにおこなう入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ この取扱いにより難しい場合は、(財)大阪市建築技術協会契約事務審査委員会に報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに開札される入札について適用する。

(別表)

平成 22 年度 電気工事事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月開札分）

参加可能な本支店の所在地及び受注可能本数に関する条件

参加する企業は次に掲げる要件に該当するものであることとし、参加希望種目に応じた受注可能本数を超えて受注することはできない。なお、受注可能本数は(財)大阪市建築技術協会において入札する案件以外は含まない。

| 登録種目及び 物件等級 | 経営事項審査 における電気 工事の総合評 定値(P 点) | 予定価格 (税込) | 地域要件 | | 受注可能本数 (承認期間内) (ただし、予定価格 250 万 円超の工事のみ適用) | 備考 |
|----------------|---------------------------------------|---------------------|------|---------------|--|----|
| | | | 本店業者 | 支店 (市外) 業者 | | |
| 電気工事 C | 750 点未満 | 700 万円以下 100 万円超 | 全域 | 申し込み できない | 1 本 | |

- ・ 入札参加希望種目は承認期間平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日まで変更できないものとする。(入札参加希望種目については、大阪市と同種目とする。)
- ・ 経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。
- ・ 経営事項審査の電気工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」のものは参加できない。
- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により「障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられた者が、定められた法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から 10 点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。
- ・ 等級によらずにおこなう入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ この取扱いにより難しい場合は、(財)大阪市建築技術協会契約事務審査委員会に報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに開札される入札について適用する。

(別表)

平成 22 年度 給排水衛生冷暖房工事事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月開札分）

参加可能な本支店の所在地及び受注可能本数に関する条件

参加する企業は次に掲げる要件に該当するものであることとし、参加希望種目に応じた受注可能本数を超えて受注することはできない。なお、受注可能本数は(財)大阪市建築技術協会において入札する案件以外は含まない。

| 登録種目及び 物件等級 | 経営事項審査 における管工 事の総合評 定値(P点) | 予定価格 (税込) | 地域要件 | | 受注可能本数 (承認期間内) (ただし、予定価格 250 万 円超の工事のみ適用) | 備考 |
|---------------------|-------------------------------------|---------------------|------|--------------|--|----|
| | | | 本店業者 | 支店(市外) 業者 | | |
| 給排水衛生 冷暖房工事 C | 750 点未満 | 700 万円以下 100 万円超 | 全域 | 申し込み できない | 1 本 | |

- ・ 入札参加希望種目は承認期間平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日まで変更できないものとする。(入札参加希望種目については、大阪市と同種目とする。)
- ・ 経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。
- ・ 経営事項審査の管工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」のものは参加できない。
- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により「障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられた者が、定められた法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から 10 点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。
- ・ 等級によらずにおこなう入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ この取扱いにより難しい場合は、(財)大阪市建築技術協会契約事務審査委員会に報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに開札される入札について適用する。